

気象警報発表時等の対応について（お願い）

毎年、台風や豪雨等の異常気象が発生し、気象警報が発表されることがあります。校区の広い本校では、スクールバスの配車や給食の準備等の関係から、下記のように対応して、児童生徒の安全を確保します。よろしくお願いいたします。
また、この対応は町内校園共通の一斉対応となります。

※ 裏面もお読みください。

記

（Ⅰ）気象警報が発表されたときの対応

吉野町 に「大雨・洪水・暴風・大雪」等の各種警報が発表された場合

※ 「吉野町」に発表された場合のみの対応となります。
テレビ等の情報により間違いのないようにご確認ください。

1 午前7時までに「警報」が解除になり、安全配慮上の心配がない場合

→ 通常どおり授業を行います。（通学バスも平常どおり運行します。）

☆ 警報が解除されても、通学路やその周辺に損壊があったり、洪水や浸水・大雨等の状態が続いたりして、登校が危険だと考えられる場合があります。その際は、通学路の安全に十分注意のうえ登校させてください。また、登校に支障がある場合は、学校にご連絡ください。

2 午前7時現在に「警報」が発表されている場合

→ 臨時休業とします。登校させないでください。

☆ 学校よりライデンスクール(メール送信)とCVY告知放送で、その旨を連絡します。

3 午前7時過ぎに「警報」が発表された場合

- ・すでに登校している場合 → 学校で待機します。
- ・登校中の場合 → 学校か自宅か近い方に避難します。
- ・バス乗車中の場合 → そのまま登校して、学校で待機します。
- ・まだ自宅にいる場合 → 自宅で待機します。

→ その後の対応について、教育委員会と協議し、保護者に連絡します。

☆ 学校よりライデンスクール(メール送信)とCVY告知放送で、その旨を連絡します。

4 児童生徒が登校後に「警報」が発表された場合

→ 学校で安全措置を講じます。

☆ 学校よりライデンスクール(メール送信)とCVY告知放送で、その旨を連絡します。

(2) 「特別警報」が発表されたときの対応

「特別警報」とは、警報の基準をはるかに超える豪雨や大津波が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大級の警戒を呼びかけるものです。

「特別警報」が発表されたら、ただちに市町村の避難情報に従うなど身の安全を守る行動をとらなければなりません。

- 1 午前7時現在で「特別警報」が発表されている場合 → 臨時休業とします。
※ 学校再開については、町教育委員会と吉野町災害対策本部とが連携し、学校から保護者に連絡します。
- 2 登校中に「特別警報」の発表を知ったとき
家に近いとき → 家に戻るか近所に避難する。
学校に近いとき → 登校するか近所に避難する。
バス乗車中のとき → 登校する。
- 3 登校後に「特別警報」が発表された場合 → 学校で最も安全な場所に待機させて、保護します。
 - 発表後、即時に授業等を中止し、児童生徒を校内の安全な場所で待機させます。「特別警報」継続中の場合は、保護者への児童生徒の引き渡しは原則行いません。
 - 「特別警報」が解除されても、災害状況や気象・通学路の状況から帰宅が困難と認められる場合は、引き続き校内に待機させて安全を確保します。
 - 「特別警報」が解除になった場合、学校からケータイ連絡網、電話、告知放送で「保護者への引き渡し」や「学校での留め置き」「外部の避難場所への移動」等の連絡をします。

(3) 大きな地震（震度5以上）が発生したときの対応

吉野町に「震度5以上」の地震が発生した場合

- 1 午前7時まで（前日下校後～午前7時）に「震度5以上」の地震が発生した場合 → 臨時休業とします。
- 2 登下校中に「震度5以上」の地震が発生した場合
 - ただちにその場で安全な行動をとります。
平時から、以下の点について家庭でも具体的に指導や確認をしておいてください。
 - ・ 建物の近くは避け、物が倒れたり落ちてこないところで動かず、頭をカバンなどで覆うこと。
 - ・ 地震が繰り返して起こることもあるので、しばらくは動かず、周りの様子を見てから最も安全な所に避難すること。
学校が近いとき → 学校へ避難する。
学校が遠いとき → 一番近くの大人に援助を求める。
 - 学校は、地震がおさまったことを確認してから、学校設備の安全確認、通学路等の安全確認及び避難誘導を行います。また家庭等と連絡をとり、安否確認を行います。
- 3 登校後に「震度5以上」の地震が発生した場合
 - ただちにその場で安全な行動をとらせます。
地震がおさまったら授業や活動を中止し、児童生徒を安全な場所に移動させ待機させます。また、通学路の安全や地域の被害状況の把握に努め、児童生徒が帰宅できるかどうかの確認を行います。
 - 帰宅の安全を確認したうえで、ケータイ連絡網、電話、告知放送等で保護者に「迎いの連絡」をします。
保護者の迎えが困難な児童生徒及び保護者と連絡が取れない児童生徒等については、迎えが来るまで学校で留め置きます。※ 学校の再開については、学校と教育委員会、町防災対策本部とで協議して、保護者に連絡します。